

入選 青森県 長牛 由美 様 (40代 女性)

「丈夫に産んであげられなかった。」と、六十八歳の母は泣いた。私の弟の知的障害が分かったのは、弟が三十六歳の時だった。

小さな頃から、言葉を話す時期が遅く、両親は我が子の障害を疑っていた。小学校の普通学級に入学したが、勉強に全くついてゆけなかった。意を決した両親が、小学二年生の時、当時の担任教師に相談したが、様子を見るようにと指示された。その後、学校生活になじむことは出来ず、弟は中学、高校といじめられた。就職してからも、上司や同僚の指示が理解できず、転職を繰り返した。

三十六歳になった時、弟は、上司からいじめられ、職場を退職した。父は途方に暮れた。父も七十二歳になり、体も心も老いて、どうしてよいか分からなかった。藁にもすがる思いで、市役所に相談。精神科の病院受診を指示された。精神科で、軽度知的障害と診断され、三十六歳の時、弟は、ようやく愛護手帳を取得することができた。

愛護手帳を取得することで、障害者として就職する道が開けた。しかし、長年、一般社会でいじめられていたため、弟は、企業の障害者枠で働く自信がない。就労Aで働くことにした。就労Aの場合、月々の賃金は五万円程度。自活の道には、ほど遠かった。

経済的な不安が押し寄せる中、精神科のケースワーカーの方から、障害年金を紹介された。残念なことに、幼少期から特別養護支援学級に通った知的障害者が、障害年金受給を適用されるとのことだった。弟は、普通学級だったので、適用範囲から外れる。駄目でも仕方がないと、思いきって障害年金を申請した。

弟は、職場の人間関係が上手くいかず、何度も転職を繰り返していたが、二十歳の時から国民年金は全て納め、未納期間がなかった。経済的に苦しいならば、免除申請もあることを教えていたが、本人の強い意志で国民年金は納め続けていた。

神にも祈る気持ちで書いた障害年金の申請書は、見事に認められ、障害年金二

級の受給が認められた。国民年金の未納期間がなかったので、年額七十二万円を満額受給できることができた。心の底から嬉しく、国の障害者への施策に感謝の念でいっぱいだ。

国民年金の未納率が、非常に高いという。いついかなる時に、病気や怪我で働けなくなるか分からない。声を大にして言いたい。国民年金は、絶対に納めるべきだと。働けなくなった時、経済的に助けてくれるのは、国民年金だ。家族は、自分自身の生活で精一杯だ。経済的に困窮した場合、家族はあてにならない。国民年金を納めるべきだったと、病気になってから後悔しても遅いのだ。国民年金を未納している方は、わが身を振り返ってほしい。国民年金を納めることが、将来の安心につながると感じている。